

T-NEWS

3

【 Vol.093 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

賃上げ促進税制、中小企業に5年間の繰越控除を創設
中小M&Aでアドバイザーが必ず確認する項目を一部紹介
相続人の登記申請義務を見据えた生前対策
倒産防止共済、再加入後の損金を一部規制
高齢女性に多い業務中の「転倒」災害





土屋 敬のつれづれ雑記 『自分の居場所』

暖かい春の日差しを感じる頃となりました。お変わりございませんか？
今月は、居場所について考えてみたいと思います。

「自分の居場所がありますか？」。そう聞かれたら、なんとお答えになるのでしょうか？ おそらく自宅と答える方が多いのではないのでしょうか？ では、ご自宅のどこですか？ 自室？ リビング？ お風呂？ 「夜中に駐車場に停まっている車の中で、音楽を聴きながらタバコを吸うこと」といった知人がおります。人それぞれだと思えます。

先週、2年間関わった社内研修の総括をしてきました。研修メンバーによる振り返りの回答の中に、「2年間の研修を通じて、会社に自分の居場所ができた」「何でも話せる大切な仲間ができた」「自分に存在価値があることを知った」というものがたくさんありました。

広辞苑によれば、居場所とは「いるところ。いどころ」と説明されています。自分が居る場所が居場所なのであれば、自宅や職場、車の中などとなるのでしょうか、多くの場合、人は「居場所感を抱ける場所」を居場所と呼んでいるようです。

「居場所感を抱ける場所」が居場所。居心地の良くない場所は、現に自分が居る場所ではあっても、居場所感を抱けず、居場所と呼ばないようです。では、どのような場所に人は居場所感を抱くのでしょうか？ 例えば、会社。会社を自分の居場所だと答える人もいるでしょうし、会社は居場所ではないと答える人もいることでしょう。言うまでもなく、会社の上司や同僚、後輩などとの関係が影響するからです。

良好な関係性があれば、人はそこに居場所感を抱きます。また、居心地の悪い関係性から逃れられる場所に居場所感を抱くというように、関係性と居場所感が逆の形でつながっていることもあるでしょう。はっきりしていることは、日々の生活の中に居場所感を抱ける場所がたくさんある人は、幸福感が高く、生き活きと日々を過ごしている。逆に、会社や家庭などに自分が居場所感を抱ける場所がないという人は、幸福感が低く、生き活き感も低いということです。

ちなみに、私の居場所ですが、意外とたくさんあります。家族、自宅のリビング、自宅の書斎、リモートワークルーム、会社の自ブース、愛車の中、居酒屋のいつもの席、お寿司屋さんのいつもの席、会社の仲間たちとの関わり…。確かに、居心地が良いところばかりです（笑）。

あらためて居場所とは何か。私は、自分「らしさ」を表現できる場所、さらに、家族や仲間の「らしさ」を受け入れる場所ではないかと思えます。どこに、どれだけの居場所を作るか（はたまた作らないか）は、自分自身が人生の楽しみ方をどうデザインするかによります。

居場所とは、自分「らしさ」を表現できる場所
家族や仲間の「らしさ」を受け入れる場所

自分がイキイキと笑顔あふれる時間を過ごせる場所は、自分で行動して手に入れるしかありません。人生も仕事と同じで、事前準備が大事。事前準備をどれだけしているかによって、人生の幸福度が変わってくるように思います。たくさんの出会いの中で、自分に合う居場所をたくさん見つけていきたいですね。

今日も一日、笑顔で一緒に楽しんでまいりましょう！



賃上げ促進税制、 中小企業に5年間の繰越控除を創設

■全法人向けの措置を見直し、適用期限を3年延長

2024年度税制改正の柱の一つは、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化することだ。全法人向けの措置について見直した上で、その適用期限を3年延長する。

見直しは、原則の税額控除率を10%(現行15%)に引き下げ、税額控除率の上乗せ措置を、前年度から給与総額を4%以上増やしたら税額控除率に5%を加算する。

その増加割合が5%以上の場合は10%、7%以上の場合は15%をそれぞれ加算する。この結果、賃上げのけん引役として期待される常時使用する従業員数2,000人超の大企業については、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件が創設され、従来の3%以上、4%以上に加え、5%以上、さらには7%以上の枠が設けられ、賃上げを促していく。

■子育て環境整備に係る税額控除率の加算措置を創設

税額控除率の上乗せ措置には、従来からある教育訓練費の実施に対するものがある。教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合は、税額控除率に5%を加算する。

これに加えて、女性活躍、子育て環境整備の要件であるプラチナくるみん認定またはプラチナえるぼし認定を受けている場合には、税額控除率に5%を加算する措置が創設される。

■中堅企業は最大35%の控除が可能に

また、従業員数が2,000人以下の中堅企業は、前年度からの給与総額の増加割合が3%以上の場合は税額控除率に10%を、4%以上の場合は15%をそれぞれ加算する措置を設ける。これに加え、教育訓練費の増加割合が10%以上の場合は税額控除率5%の加算と子育て環境整備等の要件の認定を受けている場合の5%の加算があり、大企業と同様に、最大35%が控除できるようになる(控除税額は当期の法人税額の20%が上限)。

■中小企業は赤字企業も賃上げにチャレンジする後押し

中小企業の場合は、新たに5年間の繰越控除制度を創設し、これまで制度を利用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジする後押しをする。賃上げに伴う税額控除は、給与総額を1.5%以上増やせば増加分の15%を、2.5%以上増やせば30%をそれぞれ控除する。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は増加割合が5%以上であれば10%加算する。この結果、子育てに係る5%加算を加えれば、最大45%が控除できるようになる。

浅野宗玄(税金ジャーナリスト、株式会社タックス・コム代表)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ・グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは

下記のフリーダイヤルをご利用ください。

〈カスタマーセンター〉 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

中小M&Aでアドバイザーが 必ず確認する項目を一部紹介

■思いは同じ「トラブル回避と円満な承継」

第三者承継(M&A)では、譲渡側・譲受希望側が初対面の場合がほとんどで、お互いの会社や事業を知っていくことからスタートする。だからこそ、譲渡側は「自社や事業の価値を適正に判断してほしい。トラブルなく成約したい」と思い、譲受希望側は「思い描いている事業展開のイメージを承継後に実施可能であろう事業を譲り受けたい。承継後にトラブルが発生する可能性がある事業は避けたい」と思っている。

今回、中小M&Aのアドバイザーがより良い成約に向けて支援する際、必ず確認している項目を一部お伝えする。

■『貸借対照表』での確認項目

M&Aで譲渡企業の実態を知るために貸借対照表を確認されると思うが、実は会社によっては実態と差がある場合がある。故意ではなく、長年の経営で発生した事柄が積み重なって乖離してしまっている場合もあるのだ。

譲渡企業の実態を正しく把握するためにも、M&Aアドバイザーは下記の項目を確認している。譲渡価額にも関わってくる項目でもあるため、入念にチェックされることをおすすめする。

<チェックポイント一例>

1. 計上されている資産は実在しているか
2. 帳簿価額と時価に大きな乖離はないか
3. 過去に貸し倒れとなった売掛金が計上されたまま残っていないか
4. 簿外資産はないか
5. 簿外負債はないか
6. 社長が個人保証(人的保証・物的保証)しているものはないか

下記に可能性として考えられるものを一部掲載させていただく。

- ・ 過去、適正に減価償却していない機械や車両などの資産がある
- ・ 新しい機械の購入時、古い機械を下取りに出したが消去仕分けが漏れてしまい、古い機械が資産に計上されたままになっている
- ・ 購入した時と現在の時価が大幅に乖離する土地や有価証券がある
- ・ 経年劣化が激しい売れ残り在庫の評価額の減算がされていない
- ・ 返品されてきた商品の在庫の計上漏れがある
- ・ 簿外資産がある。経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)に加入し、40か月以上掛け金を払って未解約で残している
- ・ 簿外負債がある。退職金規程があり、現時点で既に発生しており今後支払うことになる退職金があるなど

■売却しない資産を予め伝えておく

前述の項目を確認される際、“売却対象外とする資産”がないかもあわせて確認が必要だ。

たとえば、資産計上されている“社長が使用している車両”を譲渡側の社長が承継後も使用したいという希望があれば、売却対象外の資産として譲渡契約書に明記する必要がある。

最初から売却対象外としておくことが重要で、交渉序盤であれば譲受希望側の理解も得やすい場合が多いが、財務調査も終え、譲渡価額も確定した交渉終盤で伝えることになる、条件が悪くなる可能性や譲受希望側の印象も悪くなってしまうので、注意が必要だ。

山崎美穂(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

〈カスタマーセンター〉 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

相続人の登記申請義務を見据えた生前対策

いよいよ、今年(2024年)の4月1日、相続登記が義務化されます。

そこで、今回は、自らの相続によって生じる相続人の登記申請義務を見据えた生前対策について考えていきます。なお、不動産を特定の相続人が相続していくことを前提にします(つまり生前に売却することや相続発生後に法定相続登記をすることは想定外です)。

■遺言がある場合とない場合

最も有効と思われる対策は、遺言を残してあげることです。遺言がある場合とない場合の相続登記の申請までを比較すれば、一目瞭然です。

遺言がない場合、相続人が相続登記を申請するまでの大きな流れはこうなります。

①相続人全員の特定 → ②遺産分割協議 → ③登記の申請

ところが、この①②を完了させるためのハードルは、決して低くないのです。もちろん、親から子への相続、仲の良い家族などであればハードルは高くないと思います。しかし、相続人が兄弟姉妹になるようなケースや相続人間の不仲など協議が難しいケースでは、そのハードルはグッと上がります。

たとえば、相続人が兄弟姉妹になるケースでは、被相続人よりも先に死亡している兄弟姉妹がいて甥姪の代襲相続になったり、兄弟姉妹の人数が多かったりということがよくあります。そうすると、相続人を特定するための戸籍を収集するだけで数か月かかりますし、認知症などで判断能力の衰えた兄弟姉妹がいれば遺産分割協議そのものができないということも考えられます。兄弟姉妹全員が元気で、遺産分割協議ができるとしても、協議の結果、合意ができない場合には、家庭裁判所での遺産分割調停をするほかなくなります。

遺言がある場合、上記の①②をする必要がなくなります。そして、その遺言が公正証書遺言や法務局に保管された自筆証書遺言であれば、いきなり③の登記申請に進めます。自宅に保管していた自筆証書遺言であれば、家庭裁判所での検認という手続を経たうえで③に進みます。いずれにしても、遺言がない場合に比べれば、残された相続人の負担は格段に軽いものになるのです。

もちろん、遺言の内容(文面)を実現可能なものにする必要があるとか、登記申請のためにはある程度の書類が必要になるということもありますので、遺言の作成に際しては、専門家にご相談されることをおすすめします。

高野 守道(司法書士)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

倒産防止共済、再加入後の損金を一部規制

■令和6年度税制改正大綱、発表

令和5年12月14日に与党から令和6年度税制改正大綱が発表された。その中に、中小企業倒産防止共済に関する改正が盛り込まれている。

中小企業倒産防止共済制度とは、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度で、無担保・無保証人で掛金の最高10倍(上限8,000万円)まで借り入れでき、掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇も受けられる(ただし、借入後には借入額の10分の1の掛金は取り崩される)。

■倒産防止共済、解約後の再加入は2年間損金算入特例なし

今回、税制改正大綱に盛り込まれた改正は、この中小企業倒産防止共済に関する、解約後に再契約した場合の取扱である。

特定の基金に対する負担金などの損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業にかかる措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする、とされており、法人税、所得税ともに同様の取扱となるようだ。

改正の時期については、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用される予定である。

■解約直後の再加入自体はOK

中小企業倒産防止共済は、最大月額20万円、年間240万円、総額800万円に達するまで掛金を支払うことができ、支払った掛金は一定の要件の下、100%損金算入される(ただし、個人の不動産所得の場合は損金算入不可)。加入後40ヶ月が経過すれば、いつ解約しても掛金は100%戻ってくる。

800万円まで掛金を払い切ってしまうと、年間240万円の損金算入枠を利用することができないため、上限に達した事業者の中には、いったん解約して、修繕費や従業員の退職金などに充当し、解約後すぐにまた再加入するケースもある。今回の改正は、そういった動きを制限するためのものと考えられる。

ただし、あくまで解約直後の再加入について、掛金は損金算入されないが、本来の連鎖倒産対策などで再加入すること自体は制限されないものと思われる。

なお、今回の内容は、まだあくまで大綱段階であり、国会を通過するまでは最終決定ではないため、ご注意ください。

村田 直(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

高齢女性に多い業務中の「転倒」災害

■職場環境の整備も重要だが、加齢による衰えの自覚も大切

厚生労働省が発表している令和4年の労働災害発生状況を参考に、今回は高年齢労働者の労働災害について紹介する。

同資料によると、雇用者全体における60歳以上の高齢者の割合は18.4%なのに対し、労働災害による休業4日以上死傷者数における60歳以上の高齢者の割合は28.7%もあることから、高齢者のほうが労働災害に遭う確率が高いことがわかる。また、労働災害発生率(死傷年千人率)を男女別で60歳以上と30代を比較すると、60歳以上のほうが男性は約2倍、女性は約4倍になると同資料では分析している。このことから、転倒防止対策などの事業者側の職場環境の整備も大事なというまでもないが、本人が加齢による衰えを自覚することも大変重要であるといえるだろう。

年齢別、男女別の転倒災害発生件数(総数3万5,295人)を見てみると、上位は60～64歳女性(3,908人)、55～59歳女性(3,739人)、65～69歳女性(3,154人)というように高齢女性で占められている。高齢女性の転倒災害発生率は高く、60代以上女性は平均2.35もあり、これは20代女性の平均0.15の約15倍にもなることが判明した。

また、休業見込期間についても、高齢になるほど期間が長くなることから、高年齢労働者が増えてくることにより、これまで想定していなかった職場内での労働災害が起きる可能性もあることに注意が必要だ。特に転倒はちょっとコードに足をひっかけたりすることだけでなく、何も無いところでつまずいたり、単純に足がもつれて転倒したりすることもあるので対策が必要である。

■転倒による怪我は骨折約7割、平均休業日数は47日

厚生労働省のリーフレット「職場の皆さまへ 転倒災害(業務中の転倒による重傷)に注意しましょう」は、事業者に対して労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要性を説いており、「つまずき」「滑り」「足をひっかける」などによる転倒災害について注意喚起している。

同リーフレットでは、転倒災害(業務中の転倒による重傷、休業4日以上)の発生状況(令和3年)として、転倒による怪我で最も多いのは骨折(約7割)、転倒災害による平均休業日数は47日、転倒した時の状況は「移動中」が74%で「作業中」が26%、転倒災害の男女別・年齢別内訳の上位は①60歳以上女性(28%)、②50代女性(19%)、③60歳以上男性(15%)と紹介している。

厚生労働省としても対策の1つとして、一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなることから、「転びの予防 体力チェック」などをすすめており、特に女性は加齢とともに骨密度の低下から骨折リスクも著しく増大するので、対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」の受診を促している。現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになる可能性があることを忘れないようにしたい。

参照:厚生労働省 令和4年の労働災害発生状況を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33256.html

参照:職場の皆さまへ 転倒災害(業務中の転倒による重傷)に注意しましょう

https://www.jisha.or.jp/campaign/tentou/pdf/2_all_workers.pdf

庄司英尚(株式会社アイウェーブ代表取締役、アイウェーブ社労士事務所代表、社会保険労務士)

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは

下記のフリーダイヤルをご利用ください。

〈カスタマーセンター〉 ☎ 0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp